

京都大学東南アジア地域研究研究所 准教授（女性限定）の公募

令和6年12月5日

職種	准教授（女性限定）
募集人員	1名
勤務場所	京都大学東南アジア地域研究研究所 京都市左京区吉田下阿達町46 (変更の範囲) 大学が在宅勤務を許可又は命じた場合は自宅等
職務内容	東南アジアおよびその周辺地域を対象として、現地語文献などを駆使した歴史研究において優れた業績を有し、広く史資料の共有化などを推進し、現代的な課題に関する共同研究の遂行に強い意欲をもち、当該分野における教育を担うことができる候補者を選考する。
応募資格	上記の教育・研究内容を遂行できる者で、博士の学位あるいはそれと同等の学識、および業務実施に必要な日本語能力を有する女性。
着任時期	令和7年7月1日以降のできるだけ早い時期
雇用期間	任期の定めはなし
試用期間	あり(6ヶ月)
勤務形態	専門業務型裁量労働制(週38時間45分相当、1日7時間45分相当) ※専門業務型裁量労働制を適用しない場合は、週5日8:30~17:15勤務 (休憩12:00~13:00) ※超過勤務を命じる場合あり 休日:土・日曜日、祝日、年末年始、創立記念日
給与等手当・社会保険	給与等は、本学支給基準に基づき支給。社会保険については、文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入。
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の応募書類をすべてPDFファイルにし、E-mailの添付ファイルとして、あるいは印刷版1セットと電子媒体(USBやCD-Rに保存したもの)を書留郵便にて、ご提出ください。</li> <li>・封筒には「准教授 応募書類在中」と朱書きして下さい。</li> <li>・必要情報が明記されていれば、書式は指定しません。</li> <li>・応募書類は、英文でも可とします。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 履歴書(写真貼付、eメールアドレス、住所、高校以降の学歴、職歴、学位、受賞歴、外部資金の取得状況を含む、連絡先を明記)</li> <li>2) 研究業績目録 (1) 書籍、(2) 査読付き論文、(3) 分担執筆(一般書籍の章担当など)、(4) 査読付き国際学会プロシーディング、(5) その他</li> <li>3) 代表的業績(3点)のコピー</li> <li>4) これまでの研究内容の概要(代表的研究成果の学術的意義の説明を含む)(A4用紙2ページ程度、書式指定なし)</li> <li>5) 着任後の抱負と研究計画の概要(A4用紙2ページ程度、書式指定なし)</li> <li>6) 応募者の学識・研究について照会可能な方2名の氏名、所属、職位、連絡先</li> </ol> <p><b>【書類提出先】</b> (郵送の場合) 〒606-8501 京都市左京区吉田下阿達町46 京都大学東南アジア地域研究研究所 所長 三重野文晴</p>

	<p>(E-mail の場合)</p> <p>E-mail: 430koubo_ap※mail2.adm.kyoto-u.ac.jp (※を@に替えてください。) 件名は「准教授応募」としてください。</p> <p>拝受確認の返信メールが届かない場合は問い合わせてください。</p>
応募期限	令和 7年 1月 26日 (日) 日本時間 23時 59分 必着
男女共同参画	<p>本学における男女共同参画推進施策の一環として、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)」第8条の規定に基づき、女性に限定した公募を実施するものです。</p> <p>また、出産、育児、介護等で研究を中断していた期間については、履歴書に記載してください。期間中の業績については、休業期間の前後と等しい業績を上げたものとみなして審査を行います。</p>
選考方法	書類審査を行います。必要に応じて2月初旬に公開セミナーや面接を行う場合があります。詳細は別途連絡します。なお、旅費等は支給いたしません。
問合せ先	<p>〒606-8501 京都市左京区吉田下阿達町 46</p> <p>京都大学東南アジア地域研究研究所 准教授 教員選考調査委員会</p> <p>E-mail: 430koubo_ap※mail2.adm.kyoto-u.ac.jp (※を@に替えてください。)</p> <p>(お電話による問い合わせはお受けできません)</p>
その他	<p>ご提出いただいた書類は、採用審査にのみ使用し、正当な理由なく第三者へ開示、譲渡、貸与することは一切ありません。なお、応募書類は原則返却しませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>受動喫煙対策：京都大学では、すべてのキャンパスにおいて、屋内での喫煙を禁止し、屋外では、喫煙場所に指定された場所を除き、喫煙を禁止するなど、受動喫煙の防止を図っています。</p>